

中央区教育委員会告示第 二八 号

中央区立図書館条例（昭和三十九年三月中央区条例第三十一号）第四条第三項及び中央区郷土資料館条例（平成十七年十月中央区条例第四十号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館する。

令和八年四月一日

中央区教育委員会



記

- 一 臨時に休館する施設 中央区立図書館及び中央区立郷土資料館  
二 臨時に休館する理由 施設の保守点検、特別整理を行うため。  
三 臨時に休館する日 京橋図書館及び郷土資料館

令和八年四月二十九日（水）、同年五月六日（水）、同年六月十四日（日）から同  
月十七日（水）まで、同年九月二十三日（水）、同年十一月三日（火）及び令和九  
年二月二十三日（火）

日本橋図書館 令和八年四月十三日（月）、同年五月二十四日（日）から同月二十七日（水）まで、  
同年六月八日（月）、同年九月十四日（月）、同年十一月九日（月）、同年十二月二  
十九日（火）及び令和九年二月八日（月）

月島図書館 令和八年五月二十四日（日）、同年六月二十一日（日）から同月二十四日（水）ま  
で、同年九月二十一日（月）、同年十一月三日（火）及び令和九年二月十一日（木）  
晴海図書館 令和八年五月十七日（日）から同月二十日（水）まで及び同年十二月六日（日）